

住生活基本計画改定に向けた検討等業務委託 仕様書
一般仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、横浜市契約事務受任者 横浜市建築局長 が実施する住生活基本計画改定に向けた検討等業務委託（以下「委託業務」という。）に適用する。

2 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先して適用される。

(用語の定義)

第2条 監督職員とは、委託業務を監督する横浜市の指定する職員をいう。

2 指示とは、委託者側の発議により監督職員が受託者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。

3 承諾とは、受託者側の発議により受託者が監督職員に報告し監督職員が了解することをいう。

4 協議とは、監督職員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

(法規の遵守)

第3条 委託業務の実施に当たり、関係の法令、条例その他諸規定を守り、業務の円滑な進行を図らなければならない。

(業務確認)

第4条 受託者は、主要委託業務段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ監督職員の指示した箇所については監督職員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

(打合せ等)

第5条 業務を適正かつ円滑に実施するため、現場責任者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度記録し、相互に確認しなければならない。

2 業務着手時等別途指定する業務の区切りにおいて、受託者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について記録し相互に確認しなければならない。

(第三者損害)

第6条 受託者は、委託業務実施に当たり、万一第三者に損害を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、誠意をもって事後処理に当たらなければならない。

(疑義)

第7条 受託者は、委託業務の実施に当たり、設計書等に疑義が生じたときは、監督職員と協議しなければならない。

特記仕様書

1 委託名称

住生活基本計画改定に向けた検討等業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

3 委託内容

(1) 住宅施策の推進に係る基礎調査等業務

ア 住宅や世帯の実態、住環境に対する評価等に関する各種統計調査等のデータ集計、分析及び整理（住宅・土地統計調査及び住生活総合調査の特別集計）

イ 住宅政策に係る現状や今後の動向等に関する国や他都市の状況の整理

(2) 横浜市住生活基本計画の改定に向けた検討

ア 横浜市住生活基本計画改定に係る課題、方向性の整理

イ 住宅政策の推進に向けた基本的施策、成果指標等の検討

4 成果品

(1) 報告書 3部

(2) 報告書電子データ 1式

（Word、PowerPoint 等加工が可能な形式及びPDF ファイル）

(3) その他必要に応じて関連資料一式

5 その他

業務の執行にあたっては、本業務監督員である本市職員と連絡を取り、その指示に従うこと。